

入札件名：令和２年度省エネルギー促進に向けた広報事業

本件に係る資料は、以下記載の資料番号１～１５から構成されており、紙配付は行っていないため、調達ポータルサイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

【調達ポータルサイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 （総合評価落札方式 電子調達システム対応版）
6	予算決算及び会計令（抜粋）
7	応札資料作成要領
8	評価手順書（加算方式）
9	（様式１）質問状
10	（様式２）入札参加表明書【電子入札の場合】
11	（様式３）入札書〔紙による入札の場合〕
12	（様式４）理由書〔紙による入札の場合〕
13	（様式５）委任状〔紙による入札の場合〕
14	（様式６）提案書ひな型
15	（様式７）見積書

※https://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
（中国経済産業局＞調達情報＞入札公告関係資料＞１．総合評価落札方式）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

令和2年8月17日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 栗田 豊滋

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度省エネルギー促進に向けた広報事業

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価（消費税率10パーセントで見積もること）で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(4) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

調達ポータルサイトの「調達情報の検索 調達種別の選択」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達資料」を必ずダウンロードすること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

イ. 資料番号5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

https://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会に代えて、メールで質問を受け付けることとする。質問がない場合でも寄せられた質問及び回答を共有するので、9. (2) に連絡先（社名、電話番号、メールアドレス）を登録すること。

(3) 質問期限

令和2年8月24日（月） 16時45分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状（資料番号9）を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

令和2年9月14日（月） 16時45分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を電子メールで提出すること。（容量が10MBを超過する場合は分割すること）

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

- ・提案書
- ・評価項目一覧（資料番号3）の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの
- ・平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達（GEPS）（<https://www.geps.go.jp/>）から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書（資料番号10、以下「表明書」という。）を提出し、次に「入札（見積）書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、なるべく電子調達システムにより提出すること。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書（資料番号11）及び様式4理由書（資料番号12）を紙により提出（持参）すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同

封しない。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。
- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは実施しない

(6) 開札の日時及び場所

令和2年9月23日（水） 14時00分

中国経済産業局 2階 地方連絡室

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ. 入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書及び単価設定の根拠資料を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

なお、提出する見積書は消費税率10%で見積もること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○委託契約書条文（概算契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 委託契約書条文をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日9時00分～17時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

担当者：大石

電話 082-224-5741（ダイヤルイン）

E-mail : ohishi-yoshihiko@meti.go.jp

仕様書

1. 事業名

令和2年度省エネルギー促進に向けた広報事業

2. 事業目的

経済産業省では、2015年7月に長期エネルギー需給見通し、いわゆる「エネルギーミックス」を決定し、最終エネルギー需要を対策前比で2030年度までに原油換算5,030万kL程度削減することとしており、産業部門、民生部門など各部門においてより一層の省エネルギーの取組が求められている。

このような状況において、省エネルギーの必要性を啓発し、事業所及び工場等における省エネルギー機器等の普及及びエネルギー消費削減行動を喚起することが必要である。

このため、(1) 企業のエネルギー管理責任者等を対象として、省エネルギー政策の動向や工場・事業場における省エネ取組事例の情報を幅広く提供する「エネルギー使用合理化シンポジウム」を開催、(2) 各メーカーから最新の省エネ機器・設備の情報提供を行い、主に中小企業等の省エネ機器等の導入を促すための「省エネ技術フェア」を開催、(3) 中小企業の省エネの取組を応援する仕組みである「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」の普及のための中小企業、商工団体等を対象とした説明会を開催する。

3. 事業内容

(1) 「エネルギー使用合理化シンポジウム」

企業・自治体等のエネルギー管理の責任者(省エネ法のエネルギー管理統括者等)に対して、省エネルギー政策の動向や補助事業・税制、工場・事業場等における省エネ取組事例など、省エネルギーに資するシンポジウムを広島市内において開催する。

①開催場所

広島県民文化センター ホールは予約済(令和3年2月17日 12:00~17:00)

②開催日時

令和3年2月17日(水) 13:30~16:30

③参加人数

200人程度

④参加募集

シンポジウムの参加者募集については、チラシを作成し、省エネ法に基づき指定された中国地域の特定事業者・特定連鎖化事業者及び指定工場等に対して案内状を郵送すること。案内先リスト(約1,200件)は中国経済産業局(以下、「当局」という。)から提供する。また、提案企業のHPに掲載し募集すること。なお、特定事業者に準ずるエネルギー消費規模の中小企業からの参加も奨励するので、より効果的な方法がある場合は提案すること。

⑤シンポジウムの内容等

以下の内容について、省エネルギーに関する講演、省エネルギー政策に関する説明、工場等の取組事例紹介の形式にて行うこととし、詳細な内容については当局と調整のうえ、決定すること。なお、エネルギー管理統括者等の関心が高いと思われるテーマを追加する場合は提案すること。

《講演(例)》

- I. 基調講演 (学識経験者等による、省エネの最新動向に関連するテーマ)
- II. 省エネルギー政策の最新動向に関する情報提供
- III. 工場又は事業場における効果的な省エネ取組事例の紹介 等

《構成》

講演 I (1名) は 50 分程度、講演 II (1名) は 50 分程度、講演 III (1名) は工場又は事業場を 60 分程度とし、休憩時間を含めて全体を 3 時間程度で行うこととする。詳細な構成は当局と調整のうえ、決定すること。

《講演者》

講演 I については、省エネルギー分野に精通し、参加者に分かりやすく解説できる候補者を複数名(旅費・謝金等は必要)、講演テーマとともに提案すること。講演 II については、当局の職員(旅費・謝金不要)が行い、講演 III については、事業場(業務用)又は工場(産業用)(旅費・謝金等必要)を選定する。

《資料》

シンポジウムの各講演内容に関する資料集を作成し、参加者に配布すること。講演 II に関する資料情報は当局が、講演 I と講演 III に関する資料情報は講演者等が提供する。なお、資料の仕様については以下を基本とするが、シンポジウムの内容等に応じて変更する場合がある。

- ア. 資料集(議事次第、講演 I～III、モノクロ・両面印刷・100 頁程度・無線とじ)
- イ. アンケート(モノクロ・両面印刷・1 枚)

⑥アンケートの実施

シンポジウムの参加者に講演内容の理解度や要望等を把握するためアンケートを実施し、集計・分析を行い、その結果を報告書に記載すること。

⑦留意事項

- ・当日準備する備品として、演台、有線マイク 1 本、ワイヤレスマイク 2 本、スクリーン、プロジェクタは必須とする。その他、司会台、ステージ、音響照明等で、会場の状況に応じてシンポジウムの開催に必要な付属設備は計上すること。
- ・シンポジウムの講演者等や運営者の準備作業のための控室はホール付属応接室を利用するため楽屋の借用は必要ない。
- ・その他、事業を実施する上で必要となる事項については、当局と調整のうえ、実施すること。
- ・開催を①、②により難しい場合又は他に効果的な日時、場所がある場合には当局と協議の上で変更することができる。

⑧新型コロナウイルス感染拡大防止のために集会制限等がある場合

- ・上記の開催予定 1 か月前において、政府、自治体により集会の規模制限や自粛等の要請がある場合は、条件付き開催が可能であってもシンポジウムの開催に替えて予稿集の配布をもって事業を実施したこととし、アンケートは不要とする。
- ・事業費の積算はシンポジウムを開催した場合と予稿集の配布をもって代替した場合の、いずれか金額の大きい方とする。予稿集の配布をもって代替した場合の積算には、施設・付属設備使用料、会場キャンセル料、講師謝金を含めることとする。また、この場合の予稿集には、講演内容が把握できるよう要約テキストを必ず掲載することとし、モノクロ・両面印刷・200 頁程度・無線とじを基本とする。

(2) 「省エネ技術フェア」

中国地域において、主に中小企業者等を対象として、各メーカーからの最新の省エネ機器・

設備のブース展示により情報提供を行い、コスト削減や経営効率化にもつながる省エネ機器等の導入を促すためのフェアを開催する。

① 開催場所

広島国際会議場 ダリア①②（会場は予約済）

② 開催日時

令和2年11月24日（火） 13:00～17:00

③ 参加人数

100人程度（事例発表会参加人数）

④ フェアの内容等

フェアの構成は、一般財団法人省エネルギーセンター中国支部（以下、「省エネセンター」という。）主催の事例発表会場（ダリア①）に隣接してブース展示を併催（ダリア②）する形で「省エネ技術フェア」を実施する。以下の内容について、省エネ機器・設備の紹介をブース展示で行う。詳細な内容については、当局と調整の上、決定するものとする。なお、開催場所、より効果的な構成等がある場合は提案すること。

■構成

ブース展示 15社程度

※会場全体を事例発表会場と展示場所とでおおむね半分ずつ使用することを想定。

※事例発表会場を含めた会場全体の借用、セッティングは受託事業者が省エネセンターと協力して行い、会場借料、設備利用料は省エネセンターとで応分の負担とする。広島国際会議場の会場借料は、ブース展示が商業利用となるため、非商業利用時（事例発表会）の2倍となる。

なお、省エネセンター主催部分は事例発表3～4社程度、支援制度の情報提供が予定されている。

■出展対象企業の事業分野

具体的な内容は、照明、空調、ヒートポンプ、給湯器、ボイラ、EMS、ESCOなどのパネル展示を基本に想定。なお、取り上げるべきテーマ（企業名を含む）がある場合は提案すること。

■資料

事例発表、支援制度紹介の資料集は省エネセンターが作成・配布するので受託事業者は関わらない。なお、アンケート（モノクロ・片面印刷・1頁程度）については、事例発表とは別に、出展企業、来場者を対象に行う。

⑤ 展示するメーカー等の選定

メーカー等の選定については公平性を確保すること。選定方法は、契約後、当局と協議のうえ、決定する。なお、公募方法、選定方法を公平性確保の観点から提案すること。特に、出展メーカー等の効果的な発掘方法があれば提案すること。

⑥ ブース展示の設営等

15社程度の展示スペース（長机幅1.8m程度、椅子、パネル展示用ボード程度／1社）を設けて各社の展示を行う。隣接の事例発表会場のレイアウトを基に配置を定め、出展者と調整を行うこと。配布資料等は出展者の自己負担を想定する。なお、効果的な配置等がある場合は提案すること。

⑦ アンケートの実施

参加者の展示に対する要望等、各メーカーの意見・要望等を把握するためのアンケートを実施し、集計・分析を行い報告書に記載すること。

⑧ 留意事項

- ・会場確保(12:00～18:00)、準備、当日会場設営・運営、HP掲載、省エネセンター・出展企業との連絡調整、フェア実施全般について対応すること。

- ・会場備品については、省エネセンターと協議すること。
 - ・その他事業を実施する上で必要となる事項については、当局と調整のうえ、実施するものとする。
 - ・メーカー及びセミナー参加者の募集については、チラシを作成し、委託事業者のHPにて広報すること。また、より効果的な方法がある場合は提案し当局と調整のうえ、実施すること。
 - ・なお、省エネセンターの事例発表会参加者を省エネ技術フェア参加者とし、省エネ技術フェアへの参加登録は不要とする。
 - ・このため、上記周知HPには、省エネセンターの事例発表会の簡単な宣伝とリンクも含めることとするが、省エネセンターの了承が得られない場合は掲載しなくて良いこととする。
- ⑨新型コロナウイルス感染拡大防止のために集会制限等がある場合
- ・上記の開催予定期間1か月前において、政府、自治体により集会の規模制限や自粛等の要請がある場合であっても、省エネセンター主催の事例発表会に併催する形態であるため、開催の可否や条件は省エネセンターと協議し、省エネセンターの判断に従うこととする。
 - ・なお、会場管理者による入場者数制限が課される場合であっても、パネル展示の出展企業数は減らさないことを想定している。

(3) 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業説明会（省エネPF説明会）」

中国地域における中小企業等の省エネ取組をより一層進めていくため、中小企業に加え、自治体、商工団体、その他の中小企業を支援する団体・機関を対象に「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業説明会（省エネPF説明会）」を開催する。

省エネルギー相談地域プラットフォーム（省エネPF）とは、省エネ支援事業者が地域の専門家（商工会議所や自治体、コンサル及び金融機関等）と協力して作る「省エネ支援の連携体」（経産省事業）である。中小企業の省エネ相談に応じるだけでなく、それにまつわる省エネ診断、経営相談が無料で受けられる伴走型支援と言われる制度である。

①開催場所

鳥取市内、周南市内（各1回）

②開催日時

令和2年10月上旬～12月頃（平日午後）

③参加人数

鳥取市、周南市 各20人程度

④説明会の内容

- ・PF事業の概要、診断・相談事例を紹介することにより、相談件数の増加につながるような周知・広報内容とすること。
- ・セミナー時間は3時間程度。講師は⑦のとおりとする。

⑤講演資料の印刷

- ・モノクロ・両面印刷 30頁程度を想定

⑥アンケートの実施

- ・参加者に講演内容の感想、PF事業の理解度、今後の協力の有無や普及についての考え等を把握するためのアンケートを実施し、集計・分析を行い、報告書に記載すること。

⑦留意事項

- ・講師は、鳥取会場は「とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社」、周南会場は「一

般社団法人エネルギーマネジメント協会」から派遣を要請する。

- ・講師の旅費の積算は、鳥取市は市内の自家用車移動、周南市での説明会は宇部市からの自家用車移動の旅費を想定する。
- ・会場の確保、講師からの会議資料の入手・印刷、会議の設営や運営、講師、参加者との連絡調整、説明会全般について対応すること。なお、効果的な集客方法、構成内容等がある場合は提案すること。
- ・当日準備する備品として、パソコン、プロジェクタ、スクリーン、レーザーポインタを手配すること。

⑧新型コロナウイルス感染拡大防止のために集会制限等がある場合

- ・上記の開催予定期間1か月前において、政府、自治体により集会の規模制限や自粛等の要請がある場合には、条件付き開催が可能であっても説明会の開催に替えて資料の配布をもって事業を実施したこととし、アンケートは不要とする。
- ・事業費の積算は説明会を開催した場合と資料の郵送配布をもって代替した場合の、いずれか金額の大きい方とする。資料の配布をもって代替した場合に、施設・付属設備使用料、会場キャンセル料、講師謝金を積算に含めることとする。この場合の配布資料には、講演内容が把握できるよう要約テキストを必ず掲載することとし、モノクロ・両面印刷・60頁程度を基本とする。

4. 受託事業者の義務

(1) 情報管理体制

- ① 受託事業者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）別紙様式を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ② 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

(2) 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策

受託事業者は、当局と相談のうえ、本事業実施にあたって必要な新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じること。

5. 納入物

- ・ 3. に係る事業内容を記載した事業報告書（A4サイズ・カラー40頁程度）1部及び同内容の電子媒体（DVD-R等）1枚。

6. 納入場所

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

7. 事業実施期間

委託契約締結日から令和3年3月31日まで

評価項目一覧 - 提案要求事項 -

提案書の目次		評価区分	得点配分			評価の観点		提案書 ページ番号
提案要求事項	合計		基礎点	加点	基礎点	加点		
1. 事業の実施方針等								
1.1	事業実施の基本方針、業務内容等	必須	20	5	15	・仕様書に記載の目的との整合性がとれているか。 ・仕様書に記載の内容について全て提案されているか。 ・偏った内容になっていないか。	・仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。 ・実施内容に創意工夫がみられるか。	
1.2	事業実施方法	必須	20	5	15	・実施内容と整合性がとれているか。 ・実施方法は明確であり、妥当なものであるか。	・成果を高めるための創意工夫がみられるか。 ・効率的・効果的な提案がされているか	
1.3	事業実施計画	必須	10	5	5	・日程等に無理がなく、実現性はあるか。	・日程、手順等が効率的であるか。	
2. 組織の経験・能力等								
2.1	類似事業の経験、専門知識等	任意	10	—	10 うち 5 うち 5		・本事業に関連する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 ・過去に同様の事業を実施したことがあるか。(注)	
2.2	組織としての事業実施能力	必須	6	1	5	・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。	・本事業に関連する幅広い知見。ネットワークを持っているか。 ・優れた情報収集能力を持っているか。	
2.3	事業実施体制	必須	6	1	5 うち 4 うち 1	・事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・事業を遂行可能な人数が確保されているか。 ・以下の資料が提出されているか。 ①情報管理に対する社内規則等(社内規則がない場合は代わりとなるもの。)	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・当省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。 ・優れた管理体制となっているか。(注)	
2.4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況) ※複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。	任意	3	—	3		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1)1点 2段階目(※1)2点 3段階目(※1)3点 プラチナえるぼし3点 行動計画(※2)0.5点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん(旧基準)1点 くるみん(新基準)1.5点 プラチナくるみん2点 ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定2点	
3. 業務従事者の経験・能力								
3.1	事業に関する知見・知識・専門性等	必須	10	3	7	・本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。	・本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。	
3.2	類似事業の経験、資格等	任意	15	—	15		・過去に同様の事業を実施したことがあるか。 ・本事業に有効な資格等を持っているか。	
		合計	100	20	80			

評価項目一覧 - 提案要求事項 - の補足説明((注)の項目)

過去に不正行為を行った事業者からの提案については、その提案内容によらず、1年間は「過去に同様の事業を実施したことがあるか」といった過去の事業実績を評価する項目及び「優れた管理体制となっているか」といった組織の管理体制を評価する項目について、それぞれの評価項目に配点されている点数は加点評価を行わないこととします。

当該不正行為の定義については以下のとおりとします。

- (イ) 契約解除したもの
(ロ) 契約違反に伴う賠償又は違約金請求若しくは減額措置を実施したもの
(ハ) 契約違反であると第三者機関等の調査報告書でまとめたもの
(ニ) 補助金の交付決定取り消し(補助金適正化法第17条に基づく取り消し)を実施したものに限る。をしたもの
(ホ) 経済産業省が補助金交付等停止措置又は指名停止措置を行ったもの②経済産業省が補助金交付等停止措置又は指名停止措置を行ったもの
※(イ)～(ハ)については、軽微なものとして大臣官房会計課長が認めるときは、除くことができる。

提案・入札を頂きました事業者の中で不正行為の要件に該当した事業者に対しては事業担当課室よりその旨ご連絡をさせていただきます。

評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次			資料内容	提案の 要否	ひな型 ページ番号	提案書 ページ番号
大項目	中項目	小項目				
4	添付資料					
	4.1.	事業実施に係る工数	・事業実施に必要な工数の明細	必須		
	4.2.	実施体制及び担当者略歴	・本調達履行のための体制図	必須		
			・各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴(学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定)	必須		
	4.3.	組織としての実績	・受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出できることを確約する。(別紙様式にて提示)	必須		
			・官公庁における、本領域の実績	任意		
			・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意		

(別紙様式)

情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

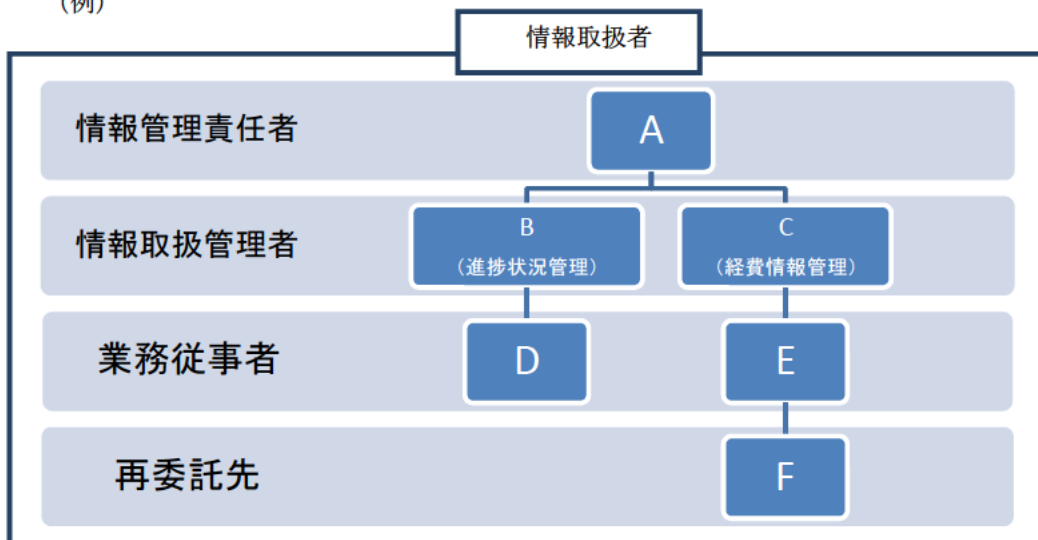
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

契約書案

番 号

支出負担行為担当官 中国経済産業局総務企画部長 名（以下「甲」という。）は、相手方名称 代表者氏名（以下「乙」という。）と、令和2年度省エネルギー促進に向けた広報事業（以下「委託業務」という。）について、以下により委託契約を締結する。

目 的	甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
委 託 金	委託業務の実施に要した経費の額。ただし、 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む。) を上限とする。 なお、本契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の 税率が変動した場合には、契約の一部変更を行う。
完 了 期 限	令和3年3月31日
実績報告書の提出 期限	委託業務完了の日の翌日から10日以内の日
納 入 物	実施計画書（仕様書）5. に記載のとおり
納 入 場 所	指示の場所
そ の 他	約定のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

年月日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 名

乙 [所在地]
[相手方名称]
[代表者氏名]

※契約書条文は入札公告7.(2)に記載のURLからダウンロードすること。